

事務連絡  
令和4年3月22日

各スポーツ少年団代表者様

松江市スポーツ少年団本部  
本部長 松浦 嘉昭

### スポーツ少年団の活動について（通知）

平素より、当スポーツ少年団事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

現在、県内及び松江市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大が高止まり傾向にあり、学校及び児童福祉施設におけるクラスターの発生も増加しており、この年齢層の感染が収まらない状況にあります。また、春休みに入ると社会全体の人流が活発になることから、年度末にかけて感染拡大のリスクが今以上に高まることが予想されます。

これらのことから、年度末における感染拡大を抑え、新年度の活動にできるだけ支障が生じないようにするため、下記のとおり、春休みの一定期間、スポーツ少年団の活動を原則停止するようお願いいたします。

なお、市教育委員会より、市立中学校・義務教育学校・皆美が丘女子高等学校の部活動についても、同様の取り扱いを行うことが通知されています。県スポーツ少年団からも県内スポーツ少年団の活動を検討するよう要請がありました。

ご対応につきまして、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

#### 記

1. 制限強化期間 令和4年3月25日（金）から3月31日（木）まで（7日間）
2. 制限強化の内容 スポーツ少年団活動の原則停止
3. 特例とする扱い
  - (1) 大会への参加は、公式大会等（各競技の統括団体等が主催するもの）のみ可とする。  
特に、感染拡大地域で開催される大会等への参加については、
    - ① 主催者及び開催地の自治体が示す感染症対策を確認した上で、改めて必要性を十分に検討し、各団として責任をもって参加の可否を十分に判断すること。
    - ② 参加にあたっては、団員・保護者・指導者の意向を確認すること。
    - ③ 参加する場合には、必要最小限の人数での参加とすること。また可能な限り感染リスクを避ける行動をとる等、万全な感染症対策を講じること。
    - ④ 帰県後、一定期間（14日程度）の健康観察と健康管理は、指導者が直接団員に確認する等、より徹底すること。
  - (2) 4月10日までの間に、公式大会（上記）に出場するチーム・個人に限り、大会に向けた通常の活動及び練習試合等の実施を可能とする。なお、実施に当たっては、通常行っている感染症対策の徹底に加え、最小人数での実施や、プレー以外の場面（前後の挨拶、更衣室、待機エリア、休憩時間等）での他者（指導者含む）との接触をなくす等、感染リスクを極力避けた行動に留意すること。
4. 期間後について  
令和4年3月10日付け通知「スポーツ少年団の活動について」のとおり、引き続き感染症対策を徹底して行う。
  - 感染防止対策について
    - ・日頃から検温等の体調管理を行い、体調不良の場合はお休みする
    - ・活動の前後において手洗いをを行う
    - ・競技中以外はマスクを着用し、指導者はマスクを常に着用する
    - ・競技団体のガイドライン等を踏まえて活動する
    - ・人との一定の距離をとる
    - ・昼食をはさまない活動とし、やむを得ない場合は黙食をする

- ・給水用のボトルやコップは共有しない
- ・屋内での活動は、こまめな換気を行う
- ・活動時間や場所を分散するなど、大人数が集まらないよう配慮する
- ・練習方法や内容を工夫し、感染防止を徹底すること

【連絡先】 松江市スポーツ少年団本部事務局 担当：柿田

TEL：55-5296 FAX：55-5565